

新旧対照表

○神奈川県臨時出店等における食品の取扱いに関する指導指針

新	旧
<p>第1～第4（略）</p> <p>第5 臨時出店者への指導事項 臨時出店者が次の事項を遵守するよう、主催者等あて指示することとする。</p> <p>1 食品等の取扱上の制限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>同時に取り扱うことができる品目数は1品目とする。1品目とは、同一種の器具及び同一の工程で調理するものをいう。また、衛生的に取り扱うことができる場合に限り、そうざいや菓子等の調理とともに、以下に掲げる飲料の取扱いも行えるものとする。</u> <u>ア 市販品の清涼飲料水及び酒類を開缶開栓し、そのまま渡すこと。</u> <u>イ 市販品の清涼飲料水及び酒類を混合せずに注ぐ（単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能とする。）こと。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第1～第4（略）</p> <p>第5 臨時出店者への指導事項 臨時出店者が次の事項を遵守するよう、主催者等あて指示することとする。</p> <p>1 食品等の取扱上の制限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>同時に取り扱える品目数は1品目とする。1品目とは、同一の器具及び工程で調理するものをいう。また、開缶開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めない。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 (略)</p>